

「子ども SOS」とインターネット検索したときに表示される情報の日仏比較

日本 根拠法：児童虐待の防止等に関する法律

虐待対応ダイヤル189番

■ 児童虐待の定義：以下のように4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

厚生労働省ホームページより
筆者作成

出来事 = 確認が難しい
犯罪に近い→連絡を躊躇し支援される子どもの範囲が狭くなる

フランス

根拠法：市民法 375 条「子どもの健康、安全、精神面が危険やリスクにさらされているか、子どもの教育的、身体的、情緒的、知的、社会的発達状況が危険やリスクにさらされている場合」

虐待が起きてからでは遅いという認識から、不調の早期ケアを目指している。
2007年に児童保護の基準を虐待ではなく「心配」に置き換え、「予防」を中心に据えている。
学校からの連絡が9割。

すべての人が心配な状況を見聞きしたら連絡する義務がある。連絡しない場合、罰則規定がある。

■ 以下の事項が複合的に存在する場合は特に、「心配な情報伝達が必要な状況」である（パリ市）。

<ul style="list-style-type: none">・ 身体的痕跡（打ち身、やけど、骨折、リストカット跡）・ 健康問題：何度も病気になる、疲れ、顔色の悪さ・ 学習困難（欠席が多い、やる気のなさ、学習の遅れ）・ 特定の状況を避けたりスポーツに参加しなかったりする・ 身体的知的成長の中断・ 肥満、やせ・ 不完全な衛生状態・ 暴力もしくは攻撃性・ 言葉少ない、反応が少ない、内気	<ul style="list-style-type: none">・ 誰にでも愛情を求めようとする・ 度重なる脱走、家出・ 理由のない不安感、自信のなさ・ リスク行動（家出、中毒性のある物質の接種）・ 食の問題（食欲不振、拒食、大食、嘔吐）・ 夜尿、おもらし・ 家庭での度重なる事故や怪我・ 年齢にそぐわない性的な言動
---	---

パリ市ホームページより
筆者作成

症状、他者から観察できること = 自分の感覚でよい
範囲が広い→予防として支援を開始できる